

# TOPICS

公的年金からの住民税の引き落とし(特別徴収)が始まります

平成21年10月より

公的年金にかかる個人住民税については、今まで金融機関の窓口や口座振替により納付、又は給与などからあらかじめ引き落として納めています。また、地方税法の改正により、平成21年10月からは公的年金から個人住民税を引き落としさせていただくようになりました。

この制度は、住民税の納稅方法を変更するもので、これにより新たな税負担が生まれるものではありません。

○対象となる人

前年中の年金所得にかかる個人住民税の納稅義務者のうち、4月1日現在65歳以上で公的年金等を受給されている人。ただし次に該当する人は、特別徴収の対象になります。

○対象となる年金

老齢基礎年金等(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など)

○納付する税額と納付方法

特別徴収分については特別徴収義務者(社会保険庁などの年金保険者)が、平成21年10月の年税額の半分を、平成21年6月および9月に普通徴収(金融機関の窓口や口座振替)により納めています。制度開始の今年度については公的年金等にかかる年税額の4分の1ずつ年金からの徴収税額の6分の1ずつ

○対象となる人

前年中の年金所得にかかる個人住民税の納稅義務者のうち、4月1日現在65歳以上で公的年金等を受給されている人。ただし次に該当する人は、特別徴収の対象になります。

○対象となる年金

老齢基礎年金等(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など)

○納付する税額と納付方法

特別徴収分については特別徴収義務者(社会保険庁などの年金保険者)が、平成21年10月の年税額の半分を、平成21年6月および9月に普通徴収(金融機関の窓口や口座振替)により納めています。制度開始の今年度については公的年金等にかかる年税額の4分の1ずつ年金からの徴収税額の6分の1ずつ

○65歳未満で公的年金を受給している人も納稅方法に変更があります

○対象となる人

前年中の年金所得にかかる個人住民税については、給与などから天引きすることが出来ません。対象となる人には、6月中旬に納稅通知書をお送りいたします。

○対象となる年金

老齢基礎年金等(老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金など)

○納付する税額と納付方法

特別徴収分については特別徴収義務者(社会保険庁などの年金保険者)が、平成21年10月の年税額の半分を、平成21年6月および9月に普通徴収(金融機関の窓口や口座振替)により納めています。制度開始の今年度については公的年金等にかかる年税額の4分の1ずつ年金からの徴収税額の6分の1ずつ

## 平成21年度の税額を6万円とした場合の税額例

納付方法	普通徴収		公的年金からの特別徴収(本徴収)		
納付時期	6月(末日納期限)	9月(末日納期限)	10月	12月	翌年2月
年金からの徴収税額の4分の1ずつ		年金からの徴収税額の6分の1ずつ			
納付税額	平成21年6月	平成21年9月	平成21年10月	平成21年12月	平成22年2月
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

## 平成21年度の税額が6万円、平成22年度の税額が5万7,000円の税額例

納付方法	公的年金からの特別徴収(仮徴収)			公的年金からの特別徴収(本徴収)		
納付時期	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年度2月の納付税額と同じ額ずつ			本年度の年金からの徴収税額より4,6,8月に納付した額を控除した税額の3分の1ずつ			
納付税額	平成22年4月	平成22年6月	平成22年8月	平成22年10月	平成22年12月	平成23年2月
	10,000円	10,000円	10,000円	9,000円	9,000円	9,000円

問 税務課市民税・国保料グループ  
⑥6524

# TOPICS

## 国民健康保険料の料率を改正します

医療機関にかかったとき、みなさんが支払う医療費は、医療費総額の3割分で、残りの7割分は、加入者の保険料や国や県からの補助金などによって賄われています。

高齢化の進展や医療の高度化により国保の医療費は、年々増加しており、医療費に見合う保険料収入を確保する必要があるため、今年度の保険料率を改正します。

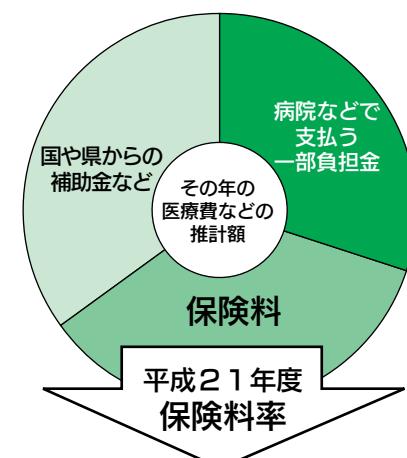
また、平成21年度は介護保険分(40歳から64歳までの方)の限度超過額が従来の9万円より10万円に引き上げとなりました。医療保険分、支援金分の限度超過額に関しては従来のとおりです。

### ■保険料率の決め方

その年の医療費などの総額を推計します。そこからみなさんが病院などで支払う一部負担金と国や県からの補助金などを差し引いた分が保険料の必要額になります。必要な保険料を加入者に公平な負担割合で所得割・均等割・平等割に振り分けて料率を決定します。

### ■1世帯あたりの保険料額

国保加入者の所得、加入者数と料率を掛け、平等割を加算することにより世帯の保険料額が決まります。介護分は40歳から64歳までの人が納めます。



平成21年度 保険料率	医療分		支援分		介護分	
	右の区域以外	浅井支所区域	共通	共通	共通	共通
所得割	7.00%	6.50%	2.50%	1.90%		
均等割	22,100円	21,800円	7,700円	8,800円		
平等割	18,500円	18,400円	6,100円	5,000円		
賦課限度額	470,000円		120,000円	100,000円		

※市町合併の特例により、平成21年4月1日現在、浅井支所区域に住所があった人は、医療分の保険料率が異なります。(平成21年度・22年度と段階的に調整し、平成23年度より、統一の料率となります)。

### 保険料の納付

国民健康保険料は、年度単位(4月～翌年3月)に計算し、1年間の保険料を6月～翌年3月まで10回に分けて納付いただいている。また、一部の人からは公的年金から保険料を徴収させていただいている。納付方法については、6月中旬に発送する納付通知書をご覧ください。

対象世帯
世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が33万円以下の世帯
世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下の世帯
世帯主とその世帯に属する被保険者の前年の総所得金額が33万円+(35万円×被保険者数)以下の世帯

一定の所得以下の世帯に対して、均等割と平等割を軽減(※左図)しています。軽減額は、前年の所得をもとに判定されています。市への申告をされていない場合は、軽減措置が受けられませんので所得の申告をお願いします。

### 保険料の軽減